

令和5年第5回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和5年5月30日(火) 午後 2時00分 開会 午後 2時25分 閉会		
開催場所	瑞浪市役所 2階 大会議室		
議長	大山 理晴 職務代理者		
出席委員 (18名)	委員	鵜飼 重光	水野 安喜
		渡邊 美孝	大山 理晴
		勝股 増夫	伊藤 征史
		鈴木 録郎	奥村 正子
		土屋 敏子	
	農地利用最適化推進委員	岩嶋 貞夫	加納 富雄
		伊藤 道子	勝股 重雄
		三輪 徳夫	板橋 仁晃
		櫻井 公紀	有我 俊春
		渡邊 俊美	
欠席委員 (5名)		永井 恒	日比野 由美子
		板橋 茂晴	安田 清和
		足立 正之	
事務局	局長 工藤 嘉高 主査 日比野 有真 主事 青柳 慧一郎(農林課)		
付議事項 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について 議第4号 瑞浪市賃借料情報の提供について 議第5号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について 議第6号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について 付議の内容については別添のとおり			

大山代理

(挨拶)

ただ今から令和5年第5回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますが、会長が、全国農業委員会会長大会出席のため、出張しておりますので、職務代理であります私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員9名、推進委員9名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、勝股 増夫委員と三輪 徳夫委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

三輪 徳夫委員、説明をお願いします。

三輪委員

去る5月22日に、板橋 仁晃委員、土屋 敏子委員、森本事務局長補佐、日比野主査、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては5件であります。

内容といたしましては、田が7筆、畑が2筆で、面積4,396.4㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

議案の説明前に一点失礼いたします、お手元に配布しました資料、右上に別紙様式4と記載のあるものですが、こちらは議第5号の追加資料になりますので、後ほどご説明させていただきます。

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

今月は、5件の申請がありました。議案集の2ページから7ページになります。

(議案書の内容を説明)

譲渡人が、遠隔地に在住で土地の管理ができない為、譲渡するものです。

農地取得後、米を栽培することとしており、既に農地経営をしているため、許可に対する問題はないものと考えます。

次に、(議案書の内容を説明)

譲渡人が、遠隔地に在住で土地の管理ができない為、譲渡するものです。

農地取得後、栗やブルーベリー、キウイフルーツを栽培する樹園地とするとのことで、許可に対する問題はないものと考えます。

次に、(議案書の内容を説明)

譲受人が、以前から耕作等管理を行っており、この度、譲渡の話が纏まったもので、許可に対する問題はないものと考えます。

次に、(議案書の内容を説明)

自宅周辺農地の管理のため、譲渡を受けるもので、許可に対する問題はないものと考えます。

以上、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請」に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおりに許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

三輪 徳夫委員、議第2号の説明をお願いします。

三輪委員 農地法第5条の規定による許可申請につきましては7件であります。内容といたしましては、田が7筆、畑が3筆で、合計面積5,138.16㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査 それでは、議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の8ページから21ページになります。

まずは、11ページ、12ページをご覧ください。

(議案書の内容を説明)

転用目的は、一般個人住宅で、周辺の状況は、農地、公衆用道路、宅地に囲まれております、第2種農地で、隣地への影響がないように対策が講じられておりますので、転用に対する問題はないものと考えます。

次に、13ページ、14ページをお願いします。

(議案書の内容を説明)

こちらは、申請地の西側に住む申請者が、自宅用の駐車場として使用するために譲り受ける際、農地転用されていないことが発覚したため、始末書を付けての申請となっております。

申請地周辺の状況は、公衆用道路、宅地に囲まれており、都市計画で準工業地域に指定されている第3種農地ですので、転用に対する問題はないものと考えます。

次に、15ページ、16ページをお願いします。

(議案書の内容を説明)

1件は、売買で、1件は、父から使用貸借をするもので、転用目的は、一般個人住宅です。

申請地周辺の状況は、宅地、公衆用道路、農地に囲まれておりますが、都市計画で、準工業地域に指定されている第3種農地で、転用に対する問題はないものと考えます。

次に、17ページ、18ページをお願いします。

(議案書の内容を説明)

転用目的は、分譲住宅で、申請地周辺は、公衆用道路、宅地、農地に囲まれております第2種農地で、隣地への影響がないように対策が講じられており、転用に対する問題はないものと考えます。

次に、19ページをお願いします。

(議案書の内容を説明)

転用目的は、一般個人住宅で、申請地周辺は、公衆用道路、宅地、農地に囲まれております第3種農地で、隣地への影響がないように対策が講じられており、転用に対する問題はないものと考えます。

次に、20ページ、21ページをお願いします。

(議案書の内容を説明)

大規模案件に該当する、太陽光発電施設の計画で、申請地周辺は、公衆用道路、山林に囲まれております第2種農地ですが、隣地への影響がないように対策が講じられており、転用に対する問題はないものと考えます。

以上、議第2号に係る説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願いいたします

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします
議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定します。

次に、**議第3号**「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について」を議題といたします。

農林課、**議第3号**の説明をお願いします。

青柳主事

それでは、議第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について」、ご説明申し上げます。

22ページから26ページをご覧ください。

日吉機械化営農組合が、農地中間管理機構を通じ、7筆の利用集積を行うもので、場所は、23ページから26ページをご参照ください。

以上、議第3号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第3号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について」、異議のない委員は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第3号は、全員賛成ですので、議第3号は、計画に「異議はない。」と決定いたします。

次に、議第4号「瑞浪市の賃借料情報の提供について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

日比野主査 それでは、議第4号「瑞浪市賃借料情報について」、説明させていただきます。

議案集の27ページをお願いします。

こちらは農地法第52条の規定により、情報提供を行うものです。

令和4年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料の10aあたりの水準は、田の平均で2,272円です。

畑のデータは、2筆ありますが、5件未満のデータについては、必要データ数を満たさないため、提供はしません。

以上、議第4号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第4号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第4号「瑞浪市の賃借料情報の提供について」、原案のとおり提供することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

全員賛成(挙手多数)ですので、議第4号は、原案のとおり提供することに決定いたします。

議 長 次に、議第5号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」を議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

日比野主査 それでは、議第5号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」、ご説明申し上げます。

28ページから33ページになります。

こちらは「(令和4年2月2日付経営局長通知) 農業委員会による最適化活動推進等について」にもとづき前年度の最適化活動を評価し、公表するものです。項目が多いため、かいつまんで説明させていただきます。

まず、29ページ中ほどの農地の集積の実績を見ていただくと、今年度末の集積面積は208.1ha、集積率は26.8%となり、目標の102%となりました。

30ページの遊休農地の発生防止・解消の実績を見ていただきますと、解消実績は1.46haで、目標の94.2%となりました。

31ページの新規参入の促進の実績は、農地所有者の同意を得たうえで公表した農地面積0.8haで、目標に対し53.3%でした。

32ページの新規参入相談会への参加の実績は、9月に勝股増夫さん、櫻井さんに企業参入セミナーに出席いただき、目標を達成しています。

33ページの事務の実施状況では、下段の違反転用への対応で、地籍調査等で発覚しました0.3haの違反転用事案につき、追認許可等の対応を行っています。

追加で配布しました資料、別紙様式4につきましては、こちらの内容をまとめた別表となっております。

以上、議第5号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ではこれより議第5号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第5号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第5号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議第6号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

日比野主査 それでは、議第6号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」ご説明いたします。

34ページをお願いします。少し期間が空きましたが、前回からの続きで、日吉町 No.3 になります。

別添資料の表紙を1枚めくっていただいて、③にありますように
ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合
イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

このような場合は、農地台帳から除外しようとするものです。概要については、今までと同様です。

それでは、順次、説明させていただきます。

日吉町-1は、宿から社別途にかけてです。

日吉町-2は、半原地区で、北の方に半原公民館があります。

日吉町-3は、2の東側です。地図の南の方にみわ屋があります。

日吉町-4は、宿洞地区です。

今回、議案上程をさせていただいた全193筆 77, 440.61㎡は、すべて農地性はなく、森林の様相を呈していると思われるので、国からの通知のとおり、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することが適当であると考えます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第6号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質疑・意見なし)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第6号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」、1筆は現地確認の上決定することとし、その他原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第6号は、1筆は現地確認の上決定することとし、その他原案のとおり承認することに決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名、押印する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員